

No. 38

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
南知多町	厚生部 環境課	0569-65-0711	内線 132	0569-65-0694
住所	〒470-3495 知多郡南知多町豊浜字貝ヶ坪18		担当者氏名	田中 達也

(1) [ 補助金額 ]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	332,000 ～ 414,000	—
7人槽	414,000	—	21～30人槽		—
10人槽	548,000	—	31～50人槽		—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [ 平成23年度の補助計画基数 ]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
25	40	5					70

前年度実績基数(49基)

(3) [ 補助対象地域 ]

町内全域(日間賀島を除く)

(4) [ 特定地域の有無 ] 無

(5) [ 補助対象条件 ]

- ①浄化槽法(昭和58年法律第43号)に規定する50人槽以下の浄化槽であって、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適合されるものにあつては、同指針に適合するもの
- ②10人槽以下については、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録されているもの

(6) [ 欠格要件 ]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項あるいは第6条の2第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③販売の目的で浄化槽を設置する者
- ④自ら居住の用に供する部分を含まない建物に浄化槽を設置するもの
- ⑤その他町長が補助金の交付を不相当と認めた者

(7) [ 補助金交付申請書に添付する書類 ]

- ①設置場所の案内図
- ②審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ③住宅等を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書
- ④全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録された浄化槽にあつては、登録証の写しと併せて登録浄化槽管理票(C票)
- ⑤小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ⑥その他町長が必要と認める書類

(8) [ 実績報告書に添付する書類及び提出期限 ]

・提出期限：完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日までのいずれか早い日

- ①浄化槽の保守点検業者及び清掃にかかる業務委託契約書の写し
- ②浄化槽法定検査依頼書の副本(法第7条及び第11条)
- ③施工写真
- ④浄化槽設置工事施工者による各種検査項目のチェックリスト
- ⑤その他町長が必要と認める書類

(9) [ その他 ]

・みなし浄化槽撤去に対する補助金は限度額に9万円を加えた額

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください